

これまでの議論等の整理③

1. セーフティネット関係(1) 総論

- 雇用労働者との間にどのような相違があるかについて確認し、それが合理的なものかどうかを考えた上で、保護の必要性を考える必要があるのではないか。また、規制や保護を検討するに当たっては、対象者の範囲とともに、対象者の人数規模も考える必要があるのではないか。
- 人的従属性、経済的従属性、社会的要請等、保護の必要性が何に基づくものなのかを議論した上で、保護の要否や費用負担の在り方等の制度設計について議論する必要があるのではないか。
- さらに、雇用労働と雇用類似の働き方を行き来する場合や、今後、技術進歩等に伴う新しい形態の雇用類似の働き方が出てきた場合等にも対応できるようにすべきとの指摘も踏まえつつ、雇用類似の働き方の特性を踏まえた検討が必要ではないか。

(2) 仕事が原因で負傷し、又は疾病にかかった場合の支援等

- 仕事が原因での負傷又は疾病に関しては、雇用労働者は労災保険の補償対象となる。一方、労働者でない方については原則補償対象とならないが、一定の事業又は作業を行う者については、労災保険の特別加入制度を活用することが可能である。雇用類似の働き方は多様であること、負傷や疾病に対するリスクへの対応のニーズは必ずしも一律ではないと考えられること、負傷等に対する民間保険も存在していること、特別加入制度では特別加入団体が一定の役割を果たしていること等も踏まえつつ、公的な制度としての対応の必要性や対象とすべき範囲等について、どのように考えるか。
- 自営業者等の特別加入制度の保険料は、自己負担とされているが、様々なニーズ等への中立性、発注者と受注者との関係性、複数の事業者と取引している場合の負担の仕方などを踏まえつつ、費用負担について、公的な制度としての対応の必要性と併せ、更なる検討が必要ではないか。

(3) 仕事が打ち切られた場合の支援等

- 仕事を打ち切られた場合について、雇用類似の働き方の形態等も踏まえ、社会的保護の必要性について、保護すべき状態、費用負担の在り方、濫用のリスク、雇用類似の働き方のパターン分けに関する意見を踏まえつつ、どのように考えるか。

(4) 社会保障等

- 私傷病による休業時の傷病手当金については、健康保険と国民健康保険との間で取扱いに差異があるといった指摘があった。他方、給付を検討する際には、負担もセットで検討すべきであり、給付に差異があっても、それが何に基づいた差異なのかも合わせて考えるべきではないかといった指摘や、医療保険については、財源の問題が非常に大きいといった指摘があったことも踏まえ、どのように考えるか。

(5) 出産、育児、介護等との両立

- 出産、育児、介護等に伴う休業や不利益取扱い等に関するルールや所得保障について、特に育児については社会一般的に保護すべきではないかとの意見や、対象者の人数規模、財源の問題等についても考慮すべき旨の意見も踏ましつつ、必要性や公的な対応の必要性も含め、どのように考えるか。

2. マッチング支援

- マッチング支援全般に関しては、労働者が否かというよりもどうやったらマッチングがうまく進むのかという観点が必要ではないか、契約をより円滑に多く結べるようにするためには発注者と受注者の情報の流通をよくしていくような仕組みが基本となるのではないかと、といった意見があった。
また、業務委託の仕事を扱う場合には、業務委託の仕事なのか適正に判断する必要があるのではないかと、といった意見があった。
さらに、マッチング支援に期待する役割としてどこに重点を置くかによって、情報提供や働く機会の均等の保障、ハローワークのような政府の役割、民間事業者が行う場合の制限の必要性等が変わってくるのではないかと、派遣法や職業安定法のような業法規制を行うのか、市場に任せることとするか等、実態に合わせた判断をすべきではないかといった意見もあった。
- こうした点も踏まえ、マッチング支援に関し、更なる検討が必要ではないか。その際には、「あるときは委託、あるときは雇用」といった働き方をするような場合も考慮しつつ、検討する必要があるのではないかと。
- 特に、いわゆるクラウドソーシング等のプラットフォームに関しては、巨大なプラットフォームを利用者が信頼して契約に入るような場合に、当該プラットフォームが単なる仲介という整理で足りるのか、インターネットやアプリケーションを使用しない仲介の形態との違いは何かといった意見も踏ましつつ、プラットフォームの役割、プラットフォームを介した場合の契約形態、取引の安全確保等のためのルール等について、更なる検討が必要ではないかと。